

振動規制法の規定による地域及び規制基準等（昭和 53 年岩手県告示第 335 号）の一部を次のように改正する。

平成 18 年 12 月 19 日

岩手県知事 増 田 寛 也

| 改正前  | 改正後   |
|--|---|
| <p>3 府令別表第 1 の付表の第 1 号に該当する区域 別表第 1 の左欄に掲げる市、町及び村の区域に属する同表の中欄及び右欄に掲げる地域の区域のうち次に掲げる地域の区域</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 工業地域内に所在する次に掲げる施設(別表第 2 の備考 2 において「学校等施設」という。)の敷地の周囲80メートルの区域内の工業地域</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第 7 条</u>に規定する保育所</p> <p>ウ～オ [略]</p> | <p>3 府令別表第 1 の付表の第 1 号に該当する区域 別表第 1 の左欄に掲げる市、町及び村の区域に属する同表の中欄及び右欄に掲げる地域の区域のうち次に掲げる地域の区域</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 工業地域内に所在する次に掲げる施設(別表第 2 の備考 2 において「学校等施設」という。)の敷地の周囲80メートルの区域内の工業地域</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第 7 条第 1 項</u>に規定する保育所</p> <p>ウ～オ [略]</p> |
| <p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>  |   |